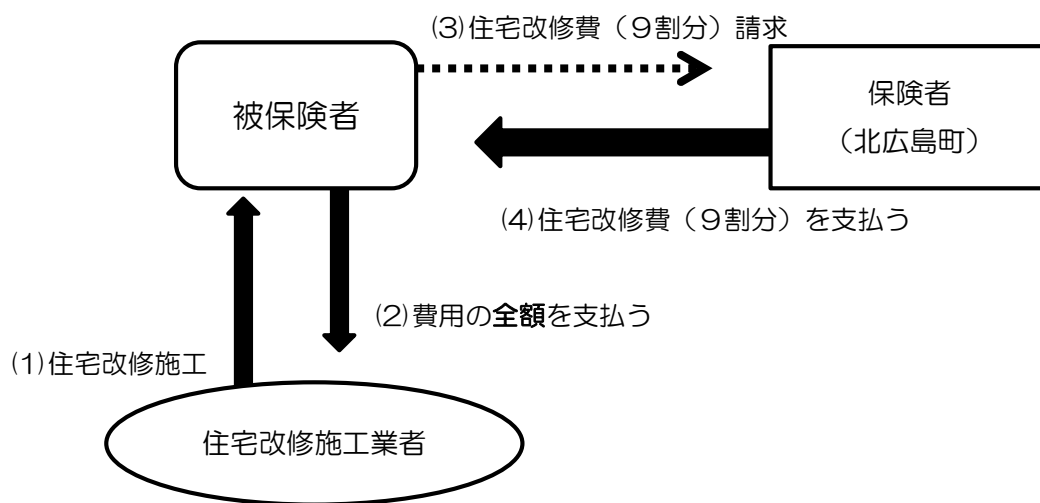


住宅改修費・福祉用具購入費の受領委任払いについて

北広島町では、所得が少ない被保険者の経済的負担を軽減する目的から、事業者への支払いをはじめから1割分ですむよう、保険給付分の9割分を被保険者の委任に基づき、町から事業者へ直接支払う受領委任払い制度を、平成27年4月から導入しています。

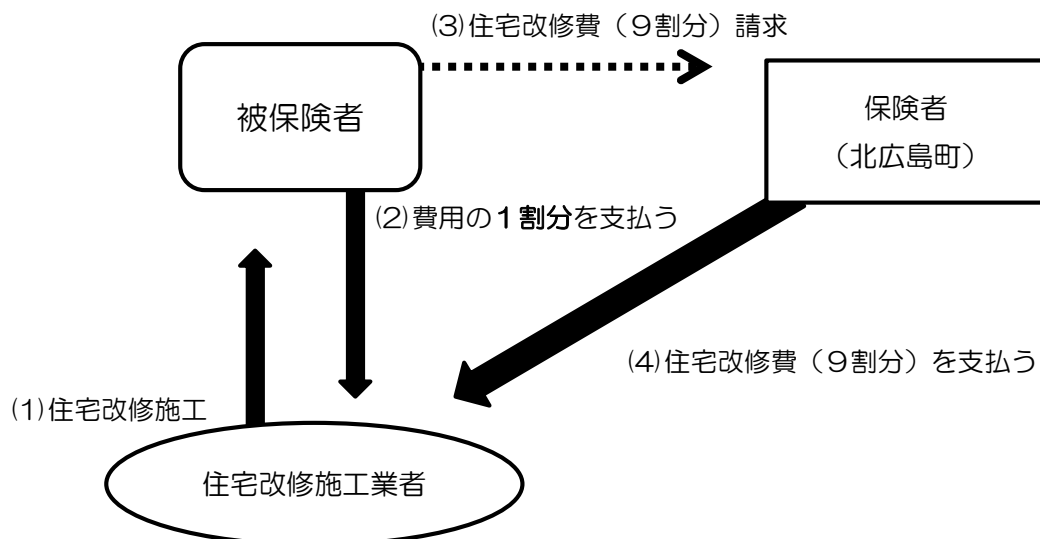
- 償還払い

被保険者が施工業者へ住宅改修にかかった費用の全額（10割）を支払い、その後北広島町から改修費用の9割を保険給付分（上限18万円）として、償還（払い戻し）を受けるものです。



- 受領委任払い【新規導入制度】

被保険者が施工業者へ住宅改修にかかった費用の1割を支払い、その後北広島町が9割の保険給付分（上限18万円）を施工業者に支払うものです。



【対象者】

- ・認定がある在宅の被保険者（認定申請中、施設等に入院・入所中の方は対象外です。）
 - ・介護保険料の滞納がなく、給付制限を受けていない方
 - ・非課税世帯又は生活保護受給者の方
 - ・受領委任払いについて、登録事業者の同意を得ている方
- ※登録事業者とは、受領委任払いの取扱いを行うにあたり、北広島町に登録を行った事業所のことです。

【利用方法】

- ・住宅改修の着工又は福祉用具購入の前に、登録事業者へ受領委任払いの同意を得て、受領委任払い承認申請及び住宅改修又は福祉用具購入の事前申請を行います。

事前申請必要書類

住宅改修

- ・住宅改修が必要な理由書兼事前申請書（ケアマネージャーが作成）
- ・住宅改修工事費の見積書
- ・住宅改修箇所平面図
- ・住宅改修施行前の写真（日付の入ったもの）

+

- ・介護保険給付費受領委任払い承認申請書（様式第6号）
- ・介護保険給付費受領委任払いにかかる同意書（様式第7号）

※住宅が借家等、所有者が被保険者でない場合は、事前に承諾を得ておいてください。

福祉用具

- ・介護保険給付費受領委任払い承認申請書（様式第6号）
- ・介護保険給付費受領委任払いにかかる同意書（様式第7号）
- ・購入予定の福祉用具の見積書

【審査・承認・着工又は購入まで】

町で申請書類を審査後、承認（不承認）決定通知書を担当ケアマネ等へ送付します。さらに住宅改修の場合は、住宅改修事前申請承認通知をあわせて送付しますので、通知内容を確認のうえ、承認を受けた内容で住宅改修等をすすめていただきます。

↓

被保険者は、住宅改修の工事及び福祉用具の購入の完了後、受領委任払い承認通知書に記載の自己負担額（1割分）を先に登録事業者へ支払います。

登録事業者は、被保険者へその自己負担額の領収書を交付します。

【着工・購入後の手続き】

事後申請必要書類 ※従前の償還払いと同様です。

住宅改修

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（申請者は被保険者）
- ・住宅改修に要した費用に係る領収書（被保険者に交付したもの）
- ・介護保険住宅改修に係る工事費内訳書
- ・改修後の工事個所の写真（日付の入ったもの）
- ・請求書（請求者は登録事業者）
- ・住宅改修事前申請承認通知（町から送付したもの）の写し
- ・介護保険住宅改修事前申請書類一式

福祉用具

- ・介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（申請者は被保険者）
- ・購入した品目が掲載されているカタログ・パンフレット等の写し
- ・福祉用具購入に要した費用に係る領収書（被保険者に交付したもの）
- ・請求書（請求者は登録事業者）

【給付決定・事業所への支払い】

申請書類を審査後、被保険者へは福祉用具購入費支給決定通知又は住宅改修費支給決定通知を、登録事業者へは住宅改修費等の受領委任払いのお知らせを送付し、町から登録事業者の登録申請時に指定した口座へ、住宅改修費等を振り込みます。

【注意事項】

- ・利用者個人の一時的な負担が少なくなるため、工事又は購入がしやすくなり、本来必要な分以上の工事が増えることのないよう十分ご留意いただきますようお願いします。
- ・住宅改修施工又は福祉用具購入が適正に行われているか、現地調査をさせていただくことがあります。その際にはご協力いただきますようお願いします。
- ・償還払い利用の際には、住宅改修工事の一部又は全部を取りやめたときや工事内容が変わることなく費用が安くなったときは、再度事前申請の必要はありませんでしたが、受領委任払い利用の場合には、承認対象となった工事等の内容や金額に変更が生じたときは、再度承認が必要ですので、承認申請を行ってください。

（承認申請を行わず、事後申請の際に工事内容や金額に変更が判明した場合には、受領委任払いの取扱いはできません。）

【お問い合わせ】北広島町役場福祉課 介護保険係

TEL：0826-72-7352